

(仮称)滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)滝沢南スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」という。)の設置、管理及び運営について、必要な検討及び調整を行うため、(仮称)滝沢南スマートインターチェンジ地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)スマートICの設置に係る次に掲げる事項の検討、調整等に関すること。

ア スマートICの社会便益

イ スマートIC及び周辺道路の交通安全

ウ スマートICの採算性

エ スマートICの構造及び整備方法

オ スマートICの管理、運営方法

カ 広域的検討結果の反映事項

キ その他スマートICの設置、管理及び運営に必要な事項

(2)スマートICの供用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態等についての定期的な評価及び必要に応じた見直しに関すること。

(3)その他協議会において特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を村長が委嘱する。

(1)国土交通省東北地方整備局企画部広域計画課長

(2)国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長

(3)東日本高速道路株式会社東北支社総合企画部総合企画課長

(4)東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部管理事業統括課長

(5)東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所長

(6)岩手県県土整備部道路建設課総括課長

(7)岩手県盛岡広域振興局土木部長

(8)岩手県警察本部交通部交通規制課長

(9)盛岡市建設部長

(10)滝沢村自治会連合会会長

(11)滝沢村商工会会長

(12)新岩手農業協同組合代表理事組合長

3 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

4 異動等により、委員の変更が生じた場合は、前任者から引き継ぐものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、村長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

( 会議 )

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員及び代理者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

5 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会長は、特に必要と認める場合、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

7 会議は、原則として公開する。

8 会議の議事録は、開催日時、場所、検討及び調整の概要、合意事項等を記載した議事概要をもってこれに代えることができる。

( 庶務 )

第6条 協議会の庶務は、滝沢村都市整備部交通政策課において処理する。

( 補則 )

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。